

# 令和6年度 集団指導

## <地域密着型サービス 1>

1. 事故報告書の提出について
2. インフルエンザ等の感染症について
3. 運営推進会議等と外部評価について
4. 送迎等における交通事故の防止及び利用者の安全確保

酒田市高齢者支援課介護給付係

# 1. 事故報告書の提出について

- ◆介護サービス提供中に事故が発生した場合は、当該利用者の家族や担当する居宅介護支援事業所等への連絡を含め、適切な対応を速やかに講ずることとされております。**薬の誤与薬、行方不明（事業所が行方不明と判断したもの）**についても酒田市へ報告書の提出をお願いします。
- ◆また介護保険事業者には、事故の再発防止と迅速・適切な対応が求められています。
- ◆事故報告が提出された後に、事故に対する事業所の対応について、利用者の親族等から相談を受ける事例が発生しています。事故の未然防止や利用者側へのより丁寧な対応に心掛けてください。

# 1. 事故報告書の提出について

◆ 「令和7年2月17日付け高支第894号山形県健康福祉部高齢者支援課長通知「介護サービス事業所等における事故報告について（通知）」に基づき、酒田市へ報告をしてください。

## ◆ 【提出方法】

令和7年3月17日報告分から原則としてメールにて提出してください。  
メールでの提出が難しい場合は、FAXによる提出も可能です。  
令和7年3月中の報告については切替え期間として紙での提出も可能といたします。

◆ 報告様式は、県の様式と同じものを市ホームページにも掲載しております。

現在、やまがたe申請での事故報告書の提出を検討しております。準備が整いましたら改めてお知らせいたします。

## 2 .インフルエンザ等の感染症について

インフルエンザをはじめとする9種類の感染症の対応については「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」（平成31年4月15日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）を参考にしてください。

事業所内で集団発生した場合は、平成19年度山形県集団指導資料の報告基準により所管の保健所、市町村に速やかに報告してください。

「平成19年度山形県集団指導資料」抜粋

社会福祉施設等において、集団感染や感染症が原因となった死亡事案などが発生している。各施設等においては、次の点に留意し、予防対策及び万が一発生した場合における適切な対応を図ること。

### （1）感染症・食中毒発生時の報告について

関係通知

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

H17.2.22 付け健・社援発第0222002号、薬食・雇児・老発第0222001号、H17.2.25 付け長第1126号

## 2 .インフルエンザ等の感染症について

「平成19年度山形県集団指導資料」抜粋

### ① 報告対象事案

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ 上記ア・イに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ 患者人員は同一敷地内の全ての施設を合計して算定する。

### ② 報告先

ア 市町村社会福祉施設等担当課   イ 所管の保健所（県）

### （2）その他の個別報告事項

① インフルエンザ様疾患の集団発生に係る報告について関係通知等：H19.11.29 付け長第947号

※毎年流行シーズン前に通知している。

## 2 .インフルエンザ等の感染症について

「平成19年度山形県集団指導資料」抜粋

報告対象：(1) ①のア、イに該当する場合 報告先：所管の保健所（県）

報告様式：県のホームページに掲載

② ノロウイルス等による消化器感染症の発生に係る報告

関係通知等：H19.10～12 にかき県保健所が感染症予防研修会開催時に依頼

報告対象：(1) ①のア、イに該当する場合 報告先：所管の保健所（県）、市町村社会福祉施設等担当課

報告様式：・保健所に対する報告様式は研修会にて配布。（発生時に備え入手しておくこと）

・ 終息時まで健康調査票を継続して報告すること。

③ その他

随時、食中毒、食物汚染、レジオネラ菌感染症等の発生を受け注意喚起通知を发出している。

報告対象事案に該当する規模の発生が確認された場合は、これらの通知又は関係通知に準じて速やかに報告すること。

### 3 .運営推進会議等と外部評価について

#### ◆目的

地域密着型サービス事業者が、利用者、地域住民の代表者、市職員等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものとされています。

### 3 .運営推進会議等と外部評価について

#### ◆事業所種別開催頻度

サービス種類	開催回数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護・医療連携推進会議を概ね6月に1回以上開催し、1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施すること。
地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護	運営推進会議を概ね6月に1回以上開催すること。
小規模多機能居宅介護	運営推進会議を概ね2月に1回以上開催し、1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施すること。
認知症対応型共同生活介護	※事業所が運営推進会議と外部評価のいずれかを選択 運営推進会議を概ね2月に1回以上開催し、1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施すること。
地域密着型老人福祉施設	運営推進会議を概ね2月に1回以上開催すること。
看護小規模多機能居宅介護	運営推進会議を概ね2月に1回以上開催し、1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施すること。

### 3 .運営推進会議等と外部評価について

#### <議事録の公表等について>

運営推進会議終了後、事業所は市へ資料及び運営推進会議議事録を提出してください。また、当該議事録を公表することとし、事業所の窓口等で閲覧できるようにしてください。

#### <その他>

令和5年5月8日より文書開催は開催数に含めることができませんのでご注意ください。

運営推進会議の開催報告がない事業所については同会議が開催されていないとみなし、運営基準違反として運営推進会議開催及び開催報告を求める指導をいたします。運営基準違反が改善されない場合は、優先的に運営指導の対象とさせていただきます。

### 3 .運営推進会議等と外部評価について

◆令和3年4月の報酬改定により、指定認知症対応型共同生活介護事業所が外部評価機関から受けることとされている外部評価に加え、「推進会議による評価」も新たに選択枝の一つとして加えられることとなりました。従いまして、今後は外部評価機関による外部評価と運営推進会議による外部評価の2通りから各事業所が選択して実施することとなります。

※実施要領や様式等は山形県ホームページを参照してください。

【山形県ホームページ】

ホーム > 健康・福祉・子育て > 高齢者福祉 > 介護事業者向け > 地域密着型サービス自己評価及び外部評価制度

### 3 .運営推進会議等と外部評価について

- ◆運営推進会議を利用した外部評価の基本的な流れ  
【指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

手順	作業内容
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価表に自己評価を記入する</li> </ul> 各項目について職員で話し合い、事業所自己評価を記入する。
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・医療連携推進会議での報告、意見</li> </ul> 自己評価の内容を報告し、委員より評価コメントの記入を依頼、意見をもらう。
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結果の公表</li> </ul> 利用者及びその家族等に対しては書面をもって評価結果の公表を行う。 その他、介護サービスの情報公表制度を使用して公表システムへの掲載、事業所での掲示等で公表を行う。
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市への評価結果の提出</li> </ul> 評価表を市へ提出する。

### 3 .運営推進会議等と外部評価について

#### ◆運営推進会議を利用した外部評価の基本的な流れ

【指定小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護】

手順	作業内容
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の個別評価の作成</li> </ul> 職員（スタッフ）が自ら提供したサービスについて振り返り評価する。
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の自己評価の作成</li> </ul> 職員の個別評価を持ち寄り、全体ミーティングで考え方や取り組み状況に関する認識の違い等を話し合う。
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営推進会議での報告、意見</li> </ul> 自己評価の内容を報告し、委員より評価・意見をもらうことで新たな課題や改善点を明らかにする。
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス評価総括表の作成（小規模多機能型居宅介護のみ）</li> </ul> 地域かかわりシートの提出を受けたら、事業所自己評価と運営推進会議で出た意見等をあわせて総括表へまとめる。

(次頁へ)

### 3 .運営推進会議等と外部評価について

#### ◆運営推進会議を利用した外部評価の基本的な流れ

【指定小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護】

手順	作業内容
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結果の公表</li> </ul> 利用者及びその家族等に対しては書面をもって評価結果の公表を行う。 その他、介護サービスの情報公表制度を使用して公表システムへの掲載、事業所での掲示等で公表を行う。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市への評価結果の提出</li> </ul> 小規模多機能型居宅介護→事業所自己評価及びサービス評価総括表を市へ提出する。 看護小規模多機能型居宅介護→運営推進会議における評価を市へ提出する。 認知症対応型共同生活介護→自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツールを提出する。

### 3 .運営推進会議等と外部評価について

#### ◆委員（第三者）からの評価について

- (1) 委員（第三者）からの評価にあたり、様式への記入に係る依頼・指導等の対応は、各事業所からお願いします。
- (2) 様式への記入の仕方（文章表現等）は厚生労働省でも特に定めておらず、各項目の趣旨に沿った意見が記入されていれば差し支えないこととしますが、振り返りによるサービスの改善及び質の向上を目的として行っているものであるため、その点を踏まえた指導をお願いします。
- (3) 特に、初めて委員になった方等は、様式への記入等、対応に苦慮することも想定されるため、十分な話し合いの機会や余裕ある期間を与えて評価いただくようにしてください。

# 4.送迎等における交通事故の防止及び 利用者の安全確保

## 1 車両を使用した送迎業務における全般的な留意事項

(令和4年10月28日高支第657号山形県健康福祉部長通知)

- (1) 運転手の健康状況、体調等を把握し、運転者の技量に合わせて、車種に応じた適任者により運転させること。
- (2) 必要に応じて運転手以外に介護職員を同乗させるなど安全な送迎に配慮すること。
- (3) 車両について使用前の日常点検の実施など安全管理を徹底すること。
- (4) 目視等により運転者の酒気帯びの有無を確認し、その内容を記録して1年間保存すること。(道路交通法施行規則改正に伴い安全運転管理者の専任義務のある事業所は令和4年4月1日より義務化)
- (5) 運転者や運転の開始・終了時間などを把握するため、運転日誌を整備すること。
- (6) 道路交通法等関係法令を遵守し交通安全に努めるよう従業者に対する安全教育を行うこと。
- (7) すべての席のシートベルトの着用を徹底すること。
- (8) 運転中の不要な急ハンドル・急ブレーキは行わず、安全速度を励行すること。
- (9) 車椅子が必要な利用者に対しては、車両への適切な装着方法を従業者に周知するなどし、衝突時の安全を確保すること。
- (10) 送迎時における利用者の乗降場所は安全な場所を選定すること。
- (11) 昨年から今年にかけて相次いで発生した園児が通園バス車内に置き去りにされ死亡した事故は、介護サービス事業所でも起こり得ることから、乗車人数の確認や降車後の車内の確認を徹底し、利用者の所在について職員間で共有すること。

# 4.送迎等における交通事故の防止及び 利用者の安全確保

## 2 車両を使用した冬季間の送迎業務における留意事項

(令和4年10月28日高支第657号山形県健康福祉部長通知)

- (1) スピードは夏場より10キロ以上減速するよう徹底すること。
- (2) 車間距離は、路面乾燥時の2倍以上とすること。
- (3) 夏場以上に、急加速、急ブレーキ、急ハンドル等の急な操作を避けるよう留意すること。
- (4) 視界不良時は、前方をよく見て早めに徐行すること。
- (5) 車両の追い越しはしないこと。
- (6) 車両の上に雪が積もっている場合は、雪を全て下ろしてから出発すること。